

## 質疑応答集（Q&A）

Q HERSYS を使う必要はありますか？

A 患者情報の共有が、簡単にできるシステムです。できるだけ活用をおすすめしますが、難しければ、健康観察連絡票を FAX で保健所へ送付をお願いします。

Q いつから始まりますか？

A 1月17日以降の健康観察から対象となります。すでに実施いただいた分については HER-SYS か健康観察連絡票に記入して患者の状況を把握し、報告してください。

Q 解除の基準は？

A 有症状の場合は発症日から10日間となります。無症状の場合は検体採取から7日間となりますが、7日間の間に症状の発症があった場合は発症日から10日間となります。その場合発症日の連絡は必要ありませんが、HER-SYS か健康観察連絡票に記入してください。また、解除後でよいので健康観察連絡票を保健所に送付ください。

Q 電話をするのは医師に限りますか？

A 健康観察は医療行為ではありませんのでスタッフが行っても構いません。結果については HER-SYS の医師所見や健康観察連絡票に記入していただき報告してください。

Q 労災病院の接触者健診で診断された例で、自院でかかりつけ医として診ている患者の場合などは、健康観察を実施できますか？

A 患者の同意があれば、是非、お願いします。

Q 患者家族含めて健康観察した場合はどうなりますか？

A 例えば4名の家族全員が陽性者であれば、4名の健康観察を実施いただければ、4名分の健康観察を実施したとして協力金を支給します。

Q HER-SYS に対象者の名前がない。

A データの反映に少し時間（2～3日）をいただいています。実施いただいた分の健康観察についてはデータ反映後記入してください。

Q HER-SYS の入力方法がわからない。

A [和歌山市感染症情報センター | 和歌山市保健所 \(kansen-wakayama.jp\)](https://kansen-wakayama.jp)にアクセスし、医療機関向け新型コロナウイルス感染症について→HER-SYS を参照ください。

Q HER-SYS の健康観察期間と返送された健康観察期間が合致しない。

A 発症日については、保健所が聞き取った結果に基づき決定しています。HER-SYS の健康観察期間は受診日からの期間を表示している場合があるため保健所から返送された別紙の期間を健康観察期間としてください。

Q 実績報告の方法は？

A 各個人の健康状態の報告はHER-SYS の入力または、健康観察連絡票を保健所へ送付。終了後の実績については上記のデータを基に県へ報告いただくこととなりますので、各患者の実績を把握しておいてください。